

【よくある質問】（令和 8 年 8 月 6 日時点）

① 値引き対象となる消費者について

①－１ 値引きの対象者は誰か。

A. 令和 8 年 8 月 20 日時点で液石法又はガス事業法に基づき L P ガスの販売契約を締結している京都府内の一般消費者等のうち、体積販売にて供給される方が対象となります。

①－２ 令和 8 年 8 月 20 日時点の一般消費者等が値引き対象とのことであるが、その翌日以降に L P ガスの販売契約を締結した一般消費者等は支援対象外か。

A. 支援対象外となります。

①－３ 質量販売で供給を受けている消費者は支援対象となるか。

A. 支援対象外となります。

①－４ 京都府外の事業所が京都府内の消費者に L P ガスを供給している場合、支援対象となるか。

A. 支援対象となります。

①－５ 「京都府内」というのは、メーター住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。

A. 京都府内に設置されたもの（メーター住所が京都府内）が支援対象となります。消費者住所は府内、府外を問いません。

①－６ 京都府外の消費者に L P ガスの供給を行っているが、この消費者に値引きを行った場合、支援対象となるか。

A. 京都府外の一般消費者等については、支援対象外となります。

①－７ コミュニティガス（旧簡易ガス）は支援対象となるか。

A. L P ガスの利用世帯であれば、支援対象となります。

①－８ 飲食店のような店舗は支援対象になるか。また、店舗兼自宅のような場合も支援対象となるか。

A. 液石法第 2 条第 2 項及び同法施行令第 2 条各号に規定する一般消費者等に該当する場合は支援対象となります。

具体的には、冷暖房用や飲食物の調理、クリーニング業や浴場業にガスを使用する店舗は支援対象となります。

なお、農作物の栽培のための冷暖房用に L P ガスを使用する場合は、支援対象外となります。

①－9 供給先が事業所の場合で支援対象外となるのはどのような場合か。

A. 高圧ガス保安法に基づき、L P ガスの供給を受けている事業所は支援対象外となります。

具体的には、工事用にL P ガスを用いる場合、農作物の栽培にL P ガスを用いる場合、工場等で工業用にL P ガスを用いる場合は支援対象外となります。

①－10 支援金支給対象者が令和8年8月20日時点でL P ガスの販売契約を締結している一般消費者等となっているのはなぜか。

A. 本事業は、個人情報保護の観点から、交付申請書類や実績報告書類において、個々の一般消費者等の氏名や住所等の詳細を求めておりません。

そのため、一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更した場合に、当該一般消費者等がすでにLP ガスの使用料金の負担軽減措置を受けているかどうか確認することができないことから、令和8年8月20日を基準日として統一しているものです。

①－11 料金の滞納などが理由で、令和8年8月20日時点で閉栓している一般消費者等が、その後開栓した場合は支援対象となるか。

A. 令和8年8月20日時点でL P ガスの販売契約を締結している一般消費者は、令和8年8月20日時点で閉栓していても、その後開栓し、値引き対象期間（令和8年11月～12月の検針・請求時）に基本料金等が発生しているのであれば支援対象となります。

①－12 料金の滞納などが理由で、令和8年8月20日時点で閉栓している一般消費者等に対し、その滞納していた料金に対し、今回の値引きを適用することは可能か。

A. 値引き対象期間は令和8年11月～12月の検針・請求時と定めているため、それ以前の料金に対しては支援対象外となります。

①－13 料金を一括で年払いしている一般消費者等は支援対象となるか。

A. 毎月の請求行為が発生しているのであれば支援対象となります。

①－14 令和8年8月20日時点における契約者が値引き対象期間中に亡くなり、相続された場合、相続人は支援対象となるか。

A. 相続は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することから、相続人は支援対象となります。

①－15 令和8年8月20日時点における契約者が値引き対象期間中に住宅を売り渡した場合、買主は支援対象となるか。

A. 住宅の売買によってLP ガス契約に係る権利義務を承継することはないことから、買主は支援対象外となります。

①-16 令和8年8月20日時点における契約者から9月に契約解除の申し出があった場合、どのように扱えばよいか。

A. 値引き対象期間（令和8年11月～12月）より前に消費者から契約解除の申し出があった時は、支援対象外となります。

② 値引きについて

②-1 支援金は1世帯単位となっているが、複数メーターを取り付けている場合、メーター単位でよいか。

A. 利用料金の請求額の算定元となるメーターごとに1消費者（世帯）として扱うこととします。

②-2 ガスの使用量が0 m³の場合は支援対象となるか。

A. ガスメーターが閉栓中である場合（基本料金が発生しない場合）は、支援対象外となります。

使用料が0 m³でも、開栓中である場合（基本料金が発生する場合）は、支援対象となります。

②-3 単価契約（基本料金がなく、従量料金だけの契約）は支援対象となるか。

A. 支援対象となります。

②-4 2世帯住宅で、世帯ごとにメーターがない場合でも2世帯分値引きしてよいか。

A. 2世帯住宅であってもメーターが1つしかなければ1消費者（世帯）として扱うこととします。

②-5 集合住宅で法人等が社宅として複数の部屋を一括で契約している場合、支援対象となるか。

A. 支援対象となります。なお、社宅等として複数の部屋を一括で契約している場合は、利用料金の請求額の算定元となるメーター数に応じた消費者数として支援対象となります。

つまり、算定元となるメーターが1つしかない場合は、1消費者として扱い、算定元となるメーターが5つある場合は、5消費者として扱います。世帯住宅であってもメーターが1つしかなければ1消費者（世帯）として扱うこととします。

②-6 国の機関、地方自治体の施設は対象となるか。また、公立幼稚園、小中学校、公立保育園等は支援対象か。加えて、商工会議所や商工会は対象となるのか。

A. 国の庁舎については、近畿管区行政評価局のホームページで公開されている、京都府に所在する「国の行政機関」及び「司法機関（裁判所）」に掲載され

ている庁舎は支援対象外となります。

https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/02kanku05_03000025.html

なお、当該施設内であっても、食堂などのテナントとして運営している事業者がL P ガスを利用し、当該事業者がL P ガス料金を支払っている場合は支援対象となります。

地方自治体については、京都府の本庁舎、広域振興局等の地方機関（京都府組織規程第 66 条各号及び第 90 条各号、第 103 条各号に定める地方機関）、京都府警察本部、警察署、交番、公立高校は対象外となります。

なお、府立●●会館、府立図書館等の公の施設うち、京都府が契約当事者となっていないもの（「府立●●会館指定管理者（株）●●」等の京都府以外の名義で契約されているもの）は支援対象となります。

また、駐在所など、住居を兼ねているため契約者が私人である場合も支援対象となります。

市町村についても同様に、市町村の本庁舎や支所、消防本部、消防署、市町村立の幼稚園や小学校、中学校等は対象外となり、公民館や市町村立●●会館等の公の施設のうち、市町村が契約当事者となっていないものは支援対象となります。

なお、私立の幼稚園や小学校等は支援対象となります。

さらに、商工会議所や商工会は支援対象となります。

②－ 7 公営住宅や市民病院が借り上げているアパートに居住する一般消費者等は支援対象か。

A. 公営住宅や公立病院が借り上げているアパートに居住される方は支援対象となります。

②－ 8 一般消費者等への値引きの通知方法は、検針票又は請求書への明記でよいのか。

A. 検針票又は請求書に次の例を参考に明記してください。

例：「京都府及び（一社）京都府L P ガス協会の支援で、〇〇〇円（実際の値引き額）値引きされています」

なお、上記の文言での明記が難しい場合は、「府及び協会の支援で〇〇〇円値引」のように短縮した記載でも問題ありません。

②－ 9 検針票等への明記が困難な場合、どのように対応すればよいか。

A. 明記が困難な場合は、本手引き 2 (4) に記載の例を参考に別紙等により、府及び協会の支援にて値引きが行われている旨の通知をお願いします。

②－ 10 複数回に分けて値引きを実施する場合、一般消費者等への値引きの通知は、値引きの度に実施しなければならないのか。一度でも実施すればよいのか。

A. 複数回に分けて値引きを実施する場合、値引きの度に通知するか、初回値引き時の通知において、今後の値引きの予定をまとめて通知することでも問題ありま

せん。(例：12月までの間に合計1,000円を値引き 等)

②-11 1,000円の値引きの方法について、手引きでは均等に値引きを行う方法と一括で値引きする方法が記載されているが、販売事業者が値引きの方法を選択のうえ、値引きの実施を行うことでよい。

A. 500円×2か月のように均等に値引きを行うか、一括で1,000円の値引きを行うかについては、販売事業者様の都合に合わせて選択いただいて問題ありません。

なお、例えば、1,000円を2回に分けて11月に600円、12月に400円の値引きを行っても問題ありません。

②-12 たとえば、11月から12月の2か月間で均等の値引きを予定しているが、11月に消費者から契約解除の申し出があった場合、どのように扱えばよい。

A. 均等の値引きをされていた場合に、消費者から契約解除の申し出があった時は、契約解除があった月の検診・請求時に、まだ値引きを行っていない金額をまとめて値引くこととなります。

なお、月途中の解約などで、当該月の料金がまだ値引きを行っていない金額以下であった場合は、当該月の料金を上限として値引きを行うこととなります。

②-13 12月に一括で値引きを予定しているが、11月に消費者から契約解除があった場合、どのように扱えばよい。

A. 12月での一括値引きを予定されていた場合に、消費者から契約解除の申し出があった時は、契約解除があった月の検針・請求時に一括で値引きを実施することとなります。

なお、当該月の料金が一括値引予定額(1,000円)以下であった場合は、当該月の料金を上限として値引きを行うこととなります。

②-14 LPガス料金の他に、ガス警報器やコンロのリース料なども加えて請求している場合において、11月の請求で1,000円の一括値引の実施を予定していたところ、ガス料金のみで1,000円に達しない場合は、当該リース料からも値引きすることとなっても問題ない。

A. 本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図ることが目的であることから、事業の趣旨を踏まえ、ガス料金からの値引きを行うようお願いします。

②-15 よくある質問②-11において、「500円×2か月のように均等に値引きを行うか、一括で1,000円の値引きを行うかについては、販売事業者様の都合に合わせて選択いただいて問題ありません。」とあるが、一般消費者等ごとに分けてもよい。

A. かまいません。

②-16 たとえば、11月に一括で値引きを行いたい、当月のLPガス料金から1,000円を値引きしきれなかった消費者にはどのように対応すればよいか。

A. 値引きしきれなかった分は翌12月分から値引きを行うなど、可能な限り1,000円の値引きを実施するよう対応をお願いします。

②-17 よくある質問②-10において、「複数回に分けて値引きを実施する場合、値引きの度に通知するか、初回値引き時の通知において、今後の値引きの予定をまとめて通知することでも問題ありません。」とある一方、②-12において、「月途中の解約などで、当該月の料金がまだ値引きを行っていない金額以下であった場合は、当該月の料金を上限として値引きを行う」とある。

初回値引き時に今後の値引きの予定をまとめて通知した後に、消費者から契約解除の申し出があり、すでに通知した金額と値引き可能な金額が異なる場合、再度通知する必要はあるか。

A. 一般消費者等にわかりやすいよう、再度通知する等の対応をお願いします。

それらの対応が難しい場合は、一般消費者等からの問い合わせに対応する等、可能な限り丁寧な説明をお願いします。

②-18 申請の手引き3頁において、「値引きは、必ず元値（税抜額）から行ってください。（値引き相当額は非課税。）」とあるが、顧客への請求書は、消費税込みの総額表示となっているため、値引き額の表示が、本来の支援金額と異なる金額表示となるが、それでいいか。

A. システム上など、やむを得ない場合は、それも可とします。ただし、支援金額は、消費税に相当する金額を除いた金額（1/1.1（上限1,000円））となります。

なお、値引きは元値（税抜額）から行うものであり、値引き相当額は非課税であることから、可能な限り丁寧な表記をお願いします。

③事業者に対する協力金及び事務経費支援について

③-1 「対象経費」の「支援金事業の実施に係る協力金」と「支援金事業の実施のための経費」の違いは何か。

A. 「支援金事業の実施に係る協力金」は、本事業の実施に協力いただくにあたっての支援であり、実際の支出額にかかわらず、150円×値引きを実施した一般消費者等数（ただし、値引きを実施した一般消費者等数が1以上100未満の場合は15,000円）をお受け取りいただくことが可能です。

一方、「支援金事業の実施のための経費」は、本事業の実施に当たって事業者が実際に支出した金額を上限として、150円×値引きを実施した一般消費者等数の範囲内で交付するものです。

③-2 「支援金事業の実施のための経費」の対象となるのはどのような経費か。

A. 本事業の実施に当たってシステム改修が必要となった場合の改修経費や、一般消費者等への周知のために必要となった印刷の経費などを想定しています。

文房具などの一般事務用品等、汎用性のある備品や消耗品の購入費は対象となりません。

また、実績報告までに支払いまでを完了している必要があります。

③－ 3 「支援金事業の実施のための経費」として、定期的に利用者へ郵送している郵便物に、今回の事業で必要となる値引きの通知用紙などを同封する場合の費用はどのように計上すればよいか。

A. 今回の事業で別途必要となった経費のみを計上してください。具体的には、お示しの事例においては、郵送費は対象外、通知に必要なになった用紙の費用は対象となります。

③－ 4 「支援金事業の実施のための経費」として、印刷費や郵送費が対象となることであるが、用紙費用や郵送費はどのように計上し、証拠書類を用意すればよいか。

A. 用紙の費用については、購入代金がかかる領収書を準備した上で、使用量で按分するなどして計上してください。その際、証拠書類には按分方法などを手書きで付記する等の対応をお願いします。

③－ 5 「支援金事業の実施のための経費」として、人件費は対象となるか。

A. 人件費は対象となりません。

③－ 6 「支援金事業の実施のための経費」として、システム改修の費用が対象となることであるが、LPガス料金の支援については他の都道府県でも同様の事業が実施されており、他府県事業にも対応可能となる改修を行う場合、改修費用の請求はどのように行えばよいか。

A. 京都府だけではなく、他府県の事業にも対応できる改修を行う場合、その費用は按分によって京都府分だけを算出してください。

たとえば、滋賀県、大阪府、兵庫県、京都府の4府県事業に対応するシステム改修事業を行う場合、システム改修費用の4分の1を京都府事業の経費としてください。

なお、その場合、添付資料の見積書や請求書、領収書は、4分の1の金額で徴取しなおす必要はなく、按分している旨を手書きで付記することで対応していただく他、実績報告の際には、当該システム改修を活用している事業名（都道府県名）の一覧をご提出ください。

また、すでに他府県事業によって当該改修費用が補助されている場合は、追加で補助することはできませんのでご注意ください。

③－ 7 「支援金事業の実施のための経費」の実績報告の際に必要な添付書類は何か。

A. 委託費に係るものは発注書、契約書、納品書、請求書、領収書を添付書類とし

て提出してください。

なお、システム改修経費の場合は改修の内容がわかるものの提出が必要です。

委託費以外の経費については、実績報告の際の添付は不要ですが、過大な請求がなされた場合など、実績報告の内容によっては別途事務局から提出を求める場合があります。

また、京都府LPガス価格高騰対策支援金交付要領第12条の規定により、証拠書類として5年度間保存する必要があります。

④ その他

④－1 京都府内の消費者にLPガスを供給している事業所は複数あるが、交付申請と実績報告書の提出については、事業所単位で行うのか。

A. 交付申請と実績報告書の提出については、事業者（法人または個人）単位での申請をお願いします。

※法人は本社住所・代表者名で申請してください。

④－2 交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A. 交付申請時は8月20日時点の契約者数で申請するため、実績報告時に差が出て問題ありません。

ただし、8月21日以降の新規契約者については、交付対象外となりますので、対象世帯数に差が生じる場合は、解約による世帯数の減少のみとなります。

なお、途中解約の場合でも、1円でも値引きを行った消費者は実績報告の対象となりますので、漏れのないよう報告をお願いします。

④－3 交付申請時に対象となる世帯の計上漏れがあったため、実績報告の際に対象世帯数を増加して報告しても問題ないか。

A. 交付申請時に対象となる世帯の計上漏れや支援金事業の実施のための経費の計上漏れ等の理由により、支援金額が増加する場合には、様式3「京都府LPガス価格高騰対策支援金に係る変更（中止）承認申請書」を提出いただきますようお願いします。

併せて、様式1－2「【A】一般消費者等（令和8年8月20日時点）の内訳」や様式1－3「【D】支援金事業の実施のための経費の内訳」についても、金額の増加や項目の追加がある場合は再度提出いただきますようお願いします。

提出いただきましたら、協会（事務局）から変更交付決定を行います。

④－4 11月から12月の2か月間で均等の値引きを行う予定だが、実績報告は毎月行わなければならないのか。

A. 事業終了後（すべての値引きが完了した後）に実績報告をお願いします。

なお、すべての値引きの請求が完了した日から30日以内又は令和9年2月5日（金）のいずれか早い日までに実績の報告をお願いします。

④－５ 検針日と請求日が別の場合は、どちらの日から起算して 30 日以内に実績報告書を提出しなければならないのか。

A. 当月分の請求完了日から起算して 30 日以内又は令和 9 年 2 月 5 日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

④－６ 様式 1－2 「【A】一般消費者等（令和 8 年 8 月 20 日時点）の内訳」と様式 4－2 「【A】値引きを実施した一般消費者等及び【B】支援金所要額の内訳」は、必ず添付の様式でなければならないか。同種の情報が記載されていれば、事業者独自の様式でも問題ないか。

A. 問題ありません。

④－７ 「申請の手引き」の「５ 事業完了後の関係書類の保管」において、「支援金を受給した事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後 5 年度間（令和 14 年 3 月 31 日まで）保管してください。」とあるが、検針票や請求書は紙媒体での保管が必要か。

A. 必ずしも紙媒体である必要はなく、閲覧・出力できるのであればデータでの保存（システムからの出力を含む）でもかまいません。

④－８ 11 月中に値引きを 2 回行った場合、様式 4－2 「【A】値引きを実施した一般消費者等及び【B】支援金所要額の内訳」には、11 月請求分の欄に値引き額の合計を記入してもよいか。

A. 問題ありません。

④－９ 交付申請書の提出において、「登録番号が確認できる「液化石油ガス販売事業者登録通知書」の写し又は「標識」の写真」が必要とされているが、電子申請においても必要となるのか。

A. 前回の値引き支援の際に提出いただいております。内容に変更がない場合には電子申請に限り提出を省略することが可能です。
内容に変更がある場合は、必ず御提出ください。

④－10 様式 1－5 「誓約書」の代表者名・職の欄については「法人の代表者又は個人事業者が自署してください。」とあるが、電子申請においても自署である必要があるのか。

A. 電子申請の場合は様式 1－5 「誓約書」に自署のうえ、PDF 等で御提出いただきますようお願いします。

なお、法人の場合は、代表印の押印があれば自署でなくても結構です。